

左京区選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和43年4月18日左京区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のとおり改正します。

平成23年3月8日

左京区選挙管理委員会  
委員長 川 並 忠 造

第26投票区の項中「岩倉上蔵町の一部（1番地～160番地及び303番地の区域）」を「岩倉上蔵町の一部（265～278番地の区域を除く。）」に改める。

第27投票区の項中「岩倉上蔵町の一部（1番地～160番地，265番地～278番地及び303番地の区域を除く。）」を削る。

（左京区選挙管理委員会事務局）